

CHECK 市民の幸せ。それが私たちのやりがいです
市職員を募集しています

事務職や技術職などの正職員
 4年4月採用の正職員を募集。希望者は市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)に掲載の申し込み専用サイトで登録してください。受付期間は7月7日(木)まで。教養・事務適性の1次試験は、テストセンターで受験してください。
 問い合わせ 職員課 ☎(740)1142

主任介護支援専門員(会計年度任用職員)
 任用期間は4年3月31日(木)まで(更新の可能性あり)。対象は、同専門員の資格と普通自動車免許を持ち、パソコンを使用できる人です。希望者は市役所1階の介護保険課に備え付けの申し込み用紙に必要事項を書き、同課へ提出してください。
 問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148

募集要項などはこちらから



介護・後期高齢者医療保険料の減免
 減免を受けるためには申請が必要です
 問い合わせ 介護保険課 ☎(740)1148
 医療助成・年金課 ☎(740)1108

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、同感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が前年から3割以上減少する見込みの世帯は、申請により3年度分の保険料が減免されます(その他要件あり)。詳しくは、介護保険料は介護保険課、後期高齢者医療保険料は医療助成・年金課へ。

マイナンバーカードの出張受け付け
 当日申請した人に記念品を渡します
 問い合わせ 市民課 ☎(740)1340

明峰公民館でマイナンバーカードの新規申請を受け付けます。あらかじめ本人が予約の上、下記①~③の必要書類を持って会場へ。なお、申請者が15歳未満または、成年被後見人の場合は、法定代理人の同行が必要です。

①本人確認書類(原本)が2点(運転免許証や健康保険証など)②通知カード③住民基本台帳カード(持っている人のみ)。法定代理人が同行する場合は、法定代理人の本人確認書類と法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書など。同一世帯員の親権者が同行する場合は不要)。

時 7月25日(日)午前10時~午後1時 ▶ 場 明峰公民館 ▶ 入 マイナンバーカード申請の受け付けや顔写真の無料撮影など ▶ 出 当日申請者に記念品あり。受け付け多数の場合、早めに終了 ▶ 用 7月20日(火)午後5時まで(予約優先。当日受け付け可)

後期高齢者医療・介護保険料の納付がコンビニやアプリで納付できます
 問い合わせ 保険収納課 ☎(740)1177
 介護保険課 ☎(740)1148

後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付書がコンビニエンスストアとスマートフォン決済アプリで納付できるようになります。対象は7月1日(木)以降に発行するバーコードが印字された納付書です。利用できるコンビニエンスストアは納付書の裏面に記載。スマートフォン決済アプリはLINE Pay・PayPay・PayB・FamiPayです。

なお、納付書は特別徴収ができない人のうち口座振替登録がない人などに発行しています。

詳しくは、後期高齢者医療保険料は保険収納課、介護保険料は介護保険課へ。

【コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで納付できない納付書】

バーコードがない・読み取りができない▶納付期限を過ぎている▶金額が訂正されている▶納付書の金額が30万円を超える

市長の資産や所得を公開
 問い合わせ 秘書課 ☎(740)1103

「川西市長の資産等の公開に関する条例」に基づき作成した「資産等補充報告書」(2年中に新たに所有した資産など)と「所得等報告書」(2年間の総所得金額など)、「関連会社等報告書」(3年4月1日現在、報酬を得て、会社、法人の役員に就くもの)を公開します。各報告書は市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できます。

LINE相談の日時が変更になります
 生活する上で困っていることを聞きます

問い合わせ 地域福祉課 ☎(740)1189

「生活が苦しいがどうしたら良いか分からない」「身近に話を聞いてもらえる人がいない」などの日常の困りごとを、受け付けているLINE相談。

7月から相談日時を水曜日の正午~午後4時と金曜日の午後4時~8時に変更します。

初めて利用する人は、右の2次元コードを読み込んで友だち登録をしてください。



8月1日から新受給者証に更新
国民健康保険高齢受給者証を送付

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険に加入している70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証を更新します。7月末までに世帯主宛てで個人ごとに発送。8月1日(日)から新しい受給者証を保険証と一緒に使用してください。

国民健康保険証は使用しないでください
資格喪失後の医療機関の受診に注意

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006

就職や転出などで、社会保険などの新しい健康保険に加入した人は、国民健康保険をやめる手続きを行うまで、国民健康保険の被保険者証を使用しないでください。資格喪失後に、国民健康保険の被保険者証を使用して受診した場合は、後日、国民健康保険の給付費相当額を返還してもらうことがあります。

国民健康保険の資格喪失日は、新しい健康保険の資格取得日までさかのぼります。新しい被保険者証が届くまでに医療機関で受診する場合は、社会保険などへの加入手続き中である旨を医療機関へ申し出てください。

国民年金保険料が納付困難な人へ
保険料免除制度と納付猶予制度

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

国民年金保険料を納め忘れると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、保険料免除制度や納付猶予制度が利用できます。市役所1階の医療助成・年金課に備え付けの申請書に必要事項を書き、申請してください。

なお、50歳未満の人は、世帯主の所得に関わらず本人と配偶者の所得によって保険料の納付が猶予される場合があります。

低所得のひとり親と低所得の子育て世帯
児童一人に5万円

低所得のひとり親・子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。詳しくは市ホームページ(右下の2次元コードからアクセス可)へ。

問い合わせ
 低所得のひとり親世帯 子育て支援課 ☎(740)1179
 低所得のその他世帯 給付金担当コールセンター ☎(744)5040 (7月15日(木)から)

低所得のひとり親世帯分

①~③のいずれかに該当する子どもがいるひとり親世帯が対象。②③に該当する人は4年2月28日(月)までに市役所3階の子ども支援課へ申請が必要です。

①3年4月分の児童扶養手当を受給した(申請は不要で、5月20日に振り込み済)②公的年金を受給していることで3年4月分の児童扶養手当を受給しておらず、収入が同手当の基準額未満③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて同手当の収入基準額未満の収入になった。

低所得のその他世帯分

①か②のいずれかに該当する子どもがいる低所得の世帯が対象。②に該当する人は7月15日以降に給付金担当コールセンターへ電話で問い合わせてください。

①平成18年4月2日以降に生まれた子どもや特別児童扶養手当の対象の障がい児(申請時点で20歳未満)がいる世帯で3年度非課税(申請は不要)②平成15年4月2日以降に生まれた子どもや特別児童扶養手当の対象の障がい児(申請時点で20歳未満)がいる世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入(所得)が非課税相当まで減少する見込み。



納期限は8月2日(月)です

固定資産税・都市計画税(第2期)
 課税に関する問い合わせは資産税課☎(740)1133、納付については市税収納課☎(740)1135へ

国民健康保険税(第2期)
後期高齢者医療保険料(第1期)
介護保険料(第1期)
 詳しくは保険収納課☎(740)1177、介護保険課☎(740)1148へ